

北海道の最低賃金が 960 円になります

現行時給で 920 円となっていました北海道の最低賃金額が令和 5 年 10 月上旬より 40 円引き上げられ、960 円に改定されます。今年も昨年に引き続き大幅な増加改定となっております。最低賃金は時給額で決められていますが、給与を時給で支給する際だけではなく、日給、月給制等による支給の際にも時給換算し、原則全ての労働者に適用となります。ご不明な点等ありましたら、弊社までお問い合わせ下さい。

- 月給者参考：フルタイム労働者（月所定労働時間 173 時間の場合）

960 円（改定後最低賃金）×173 時間 = 166,080 円 以上の月給額の支払が必要となります。

男性の育児休業取得率 昨年度は約 17%

厚生労働省は、2022 年度の男性の育児休業取得率が 17.13%と前年度より 3.16 ポイント上がり、過去最高になったと発表しました。5 人以上を雇用する約 6300 事業所を対象に調べました。17.13%の取得率は 12 年の 9 倍にあたります。22 年 4 月から育児休業制度の周知や取得意向の確認などが企業の義務となっており、関心が高まっています。

厚労省の雇用保険事業月報によりますと、産後パパ育休が始まった 22 年 10 月から 23 年 3 月までに育児休業給付を受けた人は 10 万人を超えました。前年同期に比べて 6 割増となっています。

全体の取得率は雇用形態によっても違いが出ており、パートやアルバイトが多い有期契約の男性は 8.57%と前年度に比べて 5.64 ポイント下がっています。女性も有期契約の人は 65.5%と、前年度比で 3.1 ポイントの低下となりました。雇用形態にかかわらず希望者が取得しやすい環境づくりや、中小企業の取得促進など課題は多い状況です。

違法な時間外労働 昨年度 全国 1 万 4000 か所以上で確認

2022 年度に長時間労働が疑われる事業所に対して、厚生労働省が行った立ち入り調査で、労使協定（36 協定届）の上限を超えて残業させるなど違法な時間外労働が確認された事業所は 1 万 4147 か所で前の年度を 3161 か所上回りました。割合で見ますと、調査対象の 43%にのぼり、前の年度の 34%から大きく増加しています。

違法な時間外労働が確認された事業所のうち、1 か月の残業が、過労死ラインとされる 80 時間を超えるケースが確認されたのは 5247 か所、150 時間を超えるケースがあったのは 752 か所ありました。このうち従業員およそ 100 人の倉庫業の企業では、最長で月に 201 時間の時間外労働をさせていたことが確認され、労働基準監督署が直ちに改善するよう指導を行ったということです。

厚生労働省は「コロナ禍から経済活動の回復が進み、業務が増える一方で人の補充ができず、多くの企業で人手不足の状況が高まっていることが背景にある。長時間労働は、健康被害や過労死につながるので、指導を徹底していきたい」としています。



- シューパロダム (夕張市) -

◆ ご存知ですか？ ◆ 【パタニティハラスメント】

パタニティハラスメント（パタハラ）とは、一般的に男性社員が育児休業を取得するにあたり、職場の上司や同僚から嫌がらせを受けることを意味します。具体的には男性社員が育休取得を申請したにもかかわらず取得を認めない、若しくは育休取得を諦めさせる。育休を取得・申請した男性社員に対し、退職を迫ったり解雇を匂わす言動をする、育休明けの男性社員に対し、転勤や異動等の人事権の不当な行使を行う事等が該当します。昨年10月から施行された改正育児介護休業法による産後パパ育休の導入により男性の産後休業が取りやすくなったことから、パタハラについてのトラブルが増えることも懸念されています。

事務所より

全国的に記録的な暑さとなった今夏ですが、十勝でも連日真夏日が続き、熱中症や寝不足等で体調を崩す方も多かったようです。以前ですと北海道の夏はお盆を過ぎると一気に涼しくなり、秋の気配が感じられたのですが、ここ最近はお盆が過ぎても本州方面のような残暑が続く時期があるように感じます。夏らしい暑さは歓迎ですが、あまりに厳しい猛暑が続くと、心身ともに参ってきますので、そろそろ過ごしやすい秋に移行してほしいものですね。

厚生労働省が行った令和4年の労働安全衛生調査によりますと、過去1年間にメンタルヘルス不調によって連続1ヵ月以上休業した労働者がいた事業所割合は10.6%となったということです。メンタルヘルスの不調は様々な要因がありますが、職場環境によって、ストレスを感じている方も多くなっており、その場合には会社としては対策を講じていく必要があります。長時間労働の多さや休日の少なさ等の勤務状況によるものであれば、業務の軽減や人員の増員等を考える必要があります。職場の人間関係によるものであれば、プライバシーに配慮しつつ、円滑な職場環境になるよう管理職が関わっていく必要があります。ストレスの感じ方は、人それぞれ違いますので、対応に苦慮される場面もあるかと思いますが、「ちょっと様子がおかしい」、「元気がない」などの従業員の方がいましたら、そのままにはせず、まずは声を掛けて、話を聞いてみるという具体的な対応が大事かと思えます。

業務内容

社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 各種助成金・給付金等の申請
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ 法人設立関係書類作成手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

算定基礎届の提出により報酬月額に変更のある方は社会保険料額が9月分から改定となり、10月支給分の給与から控除する社会保険料額が変更になります。弊社より控除額一覧表をお渡し致しますので新しい控除金額、控除時期等をご参照の上、お間違いのないように控除していただきますようお願い致します。

